OSS License Checked!

Orchestrating a brighter world NEC

いまだに、GPLを契約と誤解していませんか？

～OSSライセンスと著作権法のポイント

2016年7月29日
NEC OSS推進センター・知財事業部

オープンソースカンファレンス 2016 Kyoto

---

1. はじめに - 皆さんお使いのOSSのライセンス

IoT製品などのデバイスには、TCP/IPの実装が必要

●本家・BSD？	FreeBSD Copyrightライセンス
●Linux？	GNU GPLv2
クラウド OpenStack	Apache License 2.0
SDN OpenDaylight	Eclipse Public License (EPL)
ビッグデータ Hadoop	Apache License 2.0
運用管理 Hinemos, Zabbix	GNU GPLv2
データベース	
●PostgreSQL	PostgreSQL License BSDライセンス
●MySQL	GNU GPLv2
オフィスソフト LibreOffice	MPL 2.0

1-1. OSSライセンスとOSSの例

BSDタイプ	PostgreSQL License	PostgreSQL
	BSD License	OpenBSD など
	FreeBSD Copyright	FreeBSD
	Artistic License	Perl, Perl 6 など
	Apache License 2.0	Apache Server, Hadoop, OpenStack, OpenOffice
MPLタイプ	Mozilla Public License 2.0	Firefox, Thunderbird など, LibreOffice
	Common Public License 1.0	Eclipse
	Eclipse Public License 1.0	Eclipse など, OpenDaylight
LGPLタイプ	GNU Lesser General Public License 2.1	glibc など, Wireshark など 他
	GNU Lesser General Public License 3.0	OpenSSL など 他
	Ruby License	Ruby
GPLタイプ	GNU General Public License 2.0	Linux, MySQL など, Samba, Zabbix, Hinemos, Zabbix など 他
	GNU General Public License 3.0	GCC など, Samba など, 他
AGPLタイプ	Affero General Public License version 1	Affero
	Affero General Public License version 3	MongoDB, Oracle Berkeley DB など, Redis など, TestDisk など, Paradox など 他

1-2. OSSライセンスの(大分類) 4タイプ

① ソースの開示（OSS自身） + ② （GPL OSSとの結合著作物）

③ リバースエンジニアリングの許可（LGPL OSSとの結合著作物）

④ ドキュメントにおける著作権表示（BSDタイプに限らず、バイナリ（実行のみ）の場合が多く）

	OSSのライセンスタイプ	OSSの開示義務（ソース、ドキュメント、リバースエンジニアリング）	その他の制約
自由なタイプ	BSDタイプ	バイナリ配布のみの場合	ソース開示しない代わに、ドキュメント記載が必要 ③
	MPLタイプ		
	LGPLタイプ	バイナリ配布のみの場合でも	結合著作物のソースエンジニアリングの許可が必要 ③
	GPLタイプ	ソース開示義務（Copyleft） ①	結合著作物のGPLとの条件でのソース開示義務 ①

- BSDライセンス：Berkeley Software Distribution license
- MPL：Mozilla Public License
- LGPL：GNU Lesser General Public License
- GPL：GNU General Public License

※ AGPL(Affero GPL)はプリンタドライバのエピソード

1-3. GPLでOSSすべてを縛るのはいい加減減ぎる

OSSの基本理念はソフトウェアの供給は利用を保障することにあり、そのためにソースコードの開示に事業することが大切なのです。

BSDライセンスのSQUIMACSで「改変の供給」を与った経験から作成されたのが、（改変の）「供給を保障」するGNU GPL。

一般の「GNU(GPL)の基本理念」を単体の「OSSの基本理念」としてしまっている。

1-4. GPLを思想的に考えすぎていないか？

GPLはOSSの著作権がすべて

フリーソフトウェア運動に賛同しているわけではない。

GPL自身、賛同していない受信者のためにある。

だから、契約と考える？？？

権利や義務が明確なが、「契約だから守る」？「中身を見分かれば守る」？

権利や義務が分からなくても、「GPLは素晴だから使にるしかない」？「同の解約を聞いたことが真の「供給」だ」？

どちらも、同感者

もっと理性的に理解できないか？

＊リチャード・ストールマン コピーレフト：実際的な理想主義

Copyleft: Pragmatic Idealism by Richard Stallman

http://www.gnu.org/philosophy/pragmatic.en.html

1-5. コピーレフトは、思想・主張ではなく、手段(1/2)

「コピーレフト」は、法律手段(legal tactic)

"Copyleft: is a general method" （コピーレフトは、一般的な手段のことです。）

・コピーレフトで何？ http://www.gnu.org/copyleft/copyleft.html

・Copyright：（伝統）一者著作権で保護する

・Copyleft：一者著作権で義務にする（ソースを開示に義務は、この権利の補償）

権利観点「手段のすすめ」

●人の文化を求めて（例はopen）商業的なる者はなにでも、ただ商品商売とのみ権利で分類(classify)を知りたがりがが必要第に陥ることが多い。（中略）商品とわがままとの間(side)は、他人の知的を知ることなきまるとの間にある。

商品ソフトウェアとは？ http://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html

●ほとんどの商品ソフトウェアのライセンスは、著作権を元にしています。

●そして著作権によって課することができる要求は無限があります。

「商品商品の著権」を使って無限で法制。

1-5. コピーレフトは、思想・主張ではなく、手段(2/2)

「二次的著作権」として、権利の働い。二次利用の拡大、二次的著作物の商品の拡大を目標する のではなく、他人の商品商品を保護するのではなく。

「原著作権」として、権利の働い。二次利用の拡大、二次的著作物の商品の拡大を可能とする条件（GPL）を提案する。

自分の商品商品を考える 原著作物を制作する運動がGNUプロジェクト

「自由の拡大」を「同じ条件」にしてしまうとかえって自由が減る。

権利はないけど、自由の拡大を目標する。

この後、可能性が高いが、コピーレフト本質的なものと説明する。

権利のある前提で、自由の拡大を目標する。

分類を紹介 問題

---

2. GPL(GNU General Public License)は契約ではない

GNU GPLを作成した人達が、「GPLは契約ではない」と繰り返し述べていたことをご存じでしょうか？

例は、GPLの有効性が法廷争いで、exc. GPLの起草者の一人であるコロンビア大学のEben Moglenが先生は2001年、以下の文書を公開

GNU Operating System

Enforcing the GNU GPL

http://www.gnu.org/philosophy/enforcing-gpl.html

Licenses are not contracts: ライセンスは契約ではない

2-1. GPLは契約ではないならば、何か？

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

ライセンスは、一方的許諾であり、(GNU GPL)義務などではない

Transcript of Eben Moglen at the 3rd international GPLv3 conference; 22nd June 2006

ユスティニアス法典(ローマ法)の法学提要(the Institutes of Justinian)起源説

範疇までの一千年間(ローマ)、そういう意味だった。

範疇、ライセンスに対する解釈が一般的になったからといって、「ライセンス自体がライセンサーとライセンシーとの契約」ではない。

ライセンス内容に関して解釈すれば、ライセンス解釈が成立するだけ。

2-2. Stallman氏が、GPLを、契約法に基づかせない理由

2006年、[illegible]

Richard M. Stallman氏は、二つの正当な理由があると説明

Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethics

http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethics.html

1.Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、国際的で、契約法の取りうる選択より、統一性が高い。

2.There's another reason not to use contract law. It would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before giving a copy to him/her/someone. A CD without getting his signature first would be forbidden. What's more is the most [illegible] 例えば、ユーザーの署名なしでCDを渡すことは、禁じられている。

うんざりする！

2-3. 「GPLは契約」という 'Enforcement' の現実

2006年前後にあった「GPLはEnforcement?」という議論への現実

＊「例えば、GPLの違反に対して訴訟を提起した場合において、裁判所が違反者に対して、GPLの要求事項（ソースコードを公開せよ）と言い渡すことができるか」という問題」

これを実際に検証しなければ、それもそもの議論。

＊「外国でGPLの有効性についての専門家」であるのが、上記のような裁判所での効果について検討

●結果になっても、明示的な意思がなくても、賛成、合意し規約が成立しているとみなされる可能性がある、という見解になることは容易に想像できる。

●結果を設定した後に、合意の「明示意思」は、Enforcement（その権利行使）のためには、GPLを守る意思はないのではないかという、ヒント的な役割。

GPLという契約がなければ、著作権法以外を用法用できない。著作権事業。

結果で「GPLは契約」扱いされる心配より、「GPLは著作権行使の許諾」と扱し、著作権侵害とならないように、許諾条件を満たすことを考えるべき

2-4. SOFTIC/IPA報告書の曖昧な論理

IPA (Nikkei [illegible])

ライセンス一般 "License is not contract" "GPL is contract" 矛盾しない

このようなロジック、どこで通用するのであろうか？

●既存のOSSのライセンス（GNU GPL）は、"License are not contract"についての議論

●しかし、このOSSのLicenseの記述のなかにおいて、「特定ライセンスの条件（ライセンサー側）を遵守していない者に対する罰則」が存在する。

・「特定ライセンス」を規定しているのは、"The License"のなかで定義されている条件だけであり、「ライセンス」とは、ライセンス文書（License）のなかに記載されている。

・「ライセンス」は、ライセンス文書（License）のなかに記載されている。

SOFTIC（ソフトウェア・ソフトウェアの権利の保護について）のプロパテントの議論と解説

●それにもかかわらず、「GPLは契約である」と、ライセンスの文書（License）のなかにはない条件を、ライセンスの文書（License）のなかに記載されている。

●GPLの規定の解釈を誤解して、「GPLは契約である」と、ライセンスの文書（License）のなかにはない条件を、ライセンスの文書（License）のなかに記載されている。

「うんざり」と言っている作者の意図に反した解釈に結果

このような議論の曖昧さを解釈の中心にした弁護士やコンサルの解説で著作権侵害・GPL違反は防ぎない。

2-5. 契約は、これから守る約束事。著作権は既にある

OSSを入手、著作、改変、再配布した場合

＊商用ソフトウェアのプログラム使用許諾書のようにクリックラップで契約成立はない。

入手 著作 改変 再配布

＊商用ソフトウェアのプログラム使用許諾書のようにクリックラップで契約成立はない。

入手 著作 改変 再配布

●GPLは、[illegible]

入手 著作 改変 再配布

著作権侵害成立

いつ、いつまでに、ソース開示するのか？

再配布時にソース開示しなければ、著作権侵害。

●権限がある場合、著権を行使されたり、つまり、要求されたら、ソース開示すれば問題ないと考えてしまう。

契約の義務と違え、条件を満たさない場合のみ、初に著作権侵害。

---

3. 難しいのは、OSSライセンスではなく、著作権

「GPLとかOSSライセンスは難しい」という声を聞くことがある。

でも、「各ライセンスが、OSSという著作権の著作権の行使の条件を明示的に記載されている」という記載で、各ライセンス文を読んでいるのだろうか？

●著作権（開発者）が、著作権を行使する権利を専有します

●その他人の権利を行使することを、ある条件で許諾（ライセンス）しているのがライセンス条文、つまり、各OSSライセンスです

●そういう訳、つまり、「自分がどういう他人の権利を行使しようとしているから、どの条件をどう満たさなければならないか」

という視点で各条文を読む必要があります。

これは、解釈書や法律のように、「何ができるときには、こうしなさい、という手順が記載されている法令ではない」のです。

条件を満たす方法は、解釈書や法律のように記述されていないのです。

そして、著作権侵害、内容的な著作物・音楽に関しても、カバーバンの販売記録の解釈のように、個別ケースより不確定に近く解釈を平常で理解する法の理解されていないことから、難しいのは著作権法のでしょう。

OSSライセンスの理解のためには、著作権の理解が肝心要

3-1. 既所新聞の記事でも、理解されていない著作権

既所新聞 2016年01月20日 夕刊 15面

この日のKOSOC一般講演で発表、参考文献

[illegible]

3-2. どういう行為が、他人の著作権の行使となるのか

新聞では著作権と商標権のみが下まだけ、他にもいろいろな法令規制がある。

●著権に関係ない法令は、[illegible]

著作権（対象者）

- 企画・[illegible]
- 作成
- 作成の過程
- 公表の過程
- 公表
- 利用
- 利用の過程
- 譲渡
- 貸与
- 貸与の過程
- 展示
- 展示の過程
- 上映
- 上映の過程
- 演奏
- 演奏の過程
- 放送
- 放送の過程
- 有線放送
- 有線放送の過程
- 送信可能化
- 送信可能化の過程
- 翻訳
- 翻訳の過程
- 翻案
- 翻案の過程
- 二次的著作物の作成
- 二次的著作物の利用の過程

権利を他人に知らせる行為全般

出典：著作権法第2条、[illegible]

3-3. 知的財産権、著作権、特許権

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に勝手に真似されない」という権利

知的財産権

- 著作権
  - 特許権
  - 実用新案権
  - 意匠権
  - 商標権
- 著作隣接権
- その他
  - 回路配置利用権
  - 育成者権(種苗法)
  - 営業秘密権(不正競争防止法)

他人に無断で出版（のような行為）をされない権利

この行為を大まかに「複製」と呼ぶ

出典：著作権法第2条、[illegible]

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoku/seitoku/syosai.html

---

3-4. 著作権と特許権を同じようなものと考えてはいけない(1/2)

保護する対象が違う ― 著作権：「表現」 ― 保護不要

特許権：「アイディア」 ― 保護要

著作権法	特許法
一つの権利ではなく・・・権限を始めとした多種の権利と補償(multi-right)一般的な保護用語(multi-use)	特許権は、唯一として実現する権利を専有する(exclusive)
「唯一として実現する権利」ではないので、実現に実現しただけでは侵害にならない	唯一として、製品にどう実現すれば、特許権の侵害になるか明記される
製品ごとを記(複製)すると、全体権の数となり、権利侵害となる	
同文字列が一致しても、特徴に表現したものは、著作権侵害とならない。	特徴に明記したものでも、実現されれば、特許侵害
著作権侵害は無料	特許権侵害は有料(ライセンス)

3-4. 著作権と特許権を同じようなものと考えてはいけない(2/2)

著作権	特許権
著作権として見る(新たな視点)	機能、構成、アルゴリズムと見る(必要の構成)
プログラム	
唯一として実現の製品の単位は無制限	唯一として実現するOSS製品単位
唯一の著作物の単位で評価	製品の一部の機能を実現するものと見る
（独立の著作物と判断される）	（独立の著作物と判断されない）

3-5. 表紙は重要なブックカバーとの見方を知る ～OSS著作権者にとっては

自分の著作権であるOSSを表紙に利用された著作権(開発者)にとっては、

OSSという著作物を書籍に再使さと、製品という合業作成の表紙なブックカバーに例えれた形で、自分の著作物が出版されているイメージ。

HWという表紙をブックカバーとして使用・流通された

SWという表紙をブックカバーとして使用・流通された

3-6. 著作権も「ものへの流通権」の一つ

著作権法入門、技術評論、2005、[illegible]

- ものへの流通権
  - 譲渡権
  - 貸与権
  - 展示権
  - 譲渡
  - 貸与
  - 展示
  - 頒布
  - 公衆送信
  - 伝達行為
  - 伝達手段
  - 無線
  - 有線
  - 物理
  - 論理

他人の権利を無断で行使すると、権利侵害

手順として考えるのではなく、他人の権利を侵害しないようにする

他人の権利を行使しても許される条件を満たすように考える

他人の権利二	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPLの著作物の頒布(複製)
行使が許される条件	現金売買	ソースの添付
行使が許される条件2	約束（クツ、カード受取り）	ソース提供する旨の申し出の添付
条件を満たさずの場	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

GPLでも要求されたら、ソース公開すれば良い！という誤解

それでは、既に、著作権侵害してしまっている

---

4. 許諾条件を満たすためには・・・

[illegible]

バイナリでも見えるようになっている

これを許諾する条件がOSSライセンス条文

すべての標準(all of [illegible]) に、以下のうちの1つ(例)[illegible]

- 著作権表示 (the above copyright notice)
- 本条項 (this paragraph)
- 以下の文言 (the following disclaimer paragraph, 免責条項)

求めているのは、やるべき「アクション」ではなく、「状態」。

4-1. 守るべき「ルール」の種類を勘違いしてはいけない

OSSライセンスは、「OSSの使い方を定めたルール」とも言われるが・・・

●「社会のルール」という表現がある

＊「人を殺してはいけません」

「物を盗んではいけません」など

●どこかに明文化されているか？

●裏法において基本的人権を規定

民法・刑事・所有権を規定

＊手続きは規定されていない

「著作権」も同じ

●「著作権のルール」とは

＊手続き・規範のルール（Action）

明確なルールが規定されていない。

●しかし、それは、対象の人・物・期間などが限定されていない。

決められた範囲であって、他の領域、他の時代に有効なルールであるとは言えない。

●多くの人、物に関する同十年、同時代と異国のルールは、手続きでは書く、著作の権利を規定し、他人の権利を侵害しないことをルールとする。

権利を侵害しない範囲で自由に解釈実践が保証されている。

4-2. 知識の習得ではなく、理解しよう

OSSライセンスを知識として習得しようとしても

理解は難しい、混乱してしまう。

「著作権」というものを理解して、

著作権に関わる配信という前提で

ライセンス条文を読むと理解できる。(Yaoki)

4-3. 「OSSライセンスと著作権法」セミナー

第1章 OSSは一般に他人の著作物

第2章 著作物の「利用」とは「著作権の行使」

第3章 ライセンス違反は著作権侵害

第4章 著作権行使の許諾と理解して各OSSライセンスの条文を読む

第5章 結合著作物に関する問題と新たな問題

第6章 基本的な対策例

著作権・著作権がどういうものか理解いただいてから、

著作権行使の許諾として考えると、何が配諾されているのか理解できる

補遺：GPLは「ライセンス」なの

補遺2：自治体

「OSSを利用していないこと」を確認するなら、Protex

Protex：4F NECブースにて展示中！

Orchestrating a brighter world

NEC